

## 議 事 録 （ 要 旨 ）

令和2年4月28日(火)午後3時から福井市役所企業局庁舎大ホールにおいて4月定例会が開催された。

### 議 事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第 2 号議案	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	〃
第 3 号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第 4 号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第 5 号議案	現況証明について	〃
第 6 号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第 7 号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第 8 号議案	農地・非農地判断について	〃
第 9 号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第 1 号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第 2 号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第 3 号報告	農地法施行規則第53条第8号の規定による転用の報告の確認について
第 4 号報告	農地法施行規則第53条第11号の規定による転用の事業計画の確認について
第 5 号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消しの確認について
第 6 号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第 7 号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しの確認について
第 8 号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第 9 号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第10号報告	非農地通知の発出について
第11号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第12号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第13号報告	令和元年分 農地の賃借料情報の提供について

#### 4 協議事項

第 1 号協議	ふくい農業委員会だより第131号の編集委員について
---------	---------------------------

## 5 その他

出席委員 14名

4番	小寺辰夫	(参与)
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
8番	加藤新市	(参与)
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
12番	池田敏雄	
14番	浅川健次	
15番	北定	(参与)
17番	田端秀雄	
19番	池森幹夫	
21番	廣部厚	
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

欠席委員 10名

1番	小寺義則	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
7番	吉川孚	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
11番	北川健	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
13番	市村武男	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
16番	長谷川忠夫	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
18番	笠原英夫	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
20番	堀内敏正	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)
22番	山本清幸	(新型コロナウイルス感染拡大に伴い交替で出席)

説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 高崎裕明

事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 村本貴史

課長補佐 東野尚樹

主査 中出剛史

開 会 午後3時00分

(細江会長挨拶)

議 長  
(10番  
細江会長)

それでは、ただ今から4月の定例会を開催いたします。  
なお、田谷委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
委員番号19番池森委員、21番廣部委員、ご両名よろしく申し上げます。  
それでは、議事に入ります。  
第1号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

農政企画課

(第1号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

15番  
北委員

既存の住宅が手狭になって別の場所へ新たな住宅を建築した場合で、既存住宅の地目が農地だったときは、農地への復元をしないといけないのですか。

事務局

既存住宅は一時転用許可ではないので、農地への復元といった指導はしません。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第1号議案に対し、異議がない旨回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
したがいまして、第1号議案は原案に対し異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

5番  
鈴木委員

対価が150万と書かれているが、対価はいつも公表しているのですか。

事務局

農用地利用集積計画は、いつも賃借料を計画の中に含めて公告するため、議案書の中にも記載しており、今回は所有権移転なので、対価も計画の記載事項となっています。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第3号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第3号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第4号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました浅川委員から報告をお願いします。

14番  
浅川委員

第4号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、4月17日(金)、調査委員は私と武澤会長職務代理者、地区担当委員と事務局2名の計6名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第4号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第4号議案については福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第5号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第5号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました浅川委員から報告をお願いします。

14番  
浅川委員

第5号議案に関する現地調査につきましてご報告します。  
4月17日に、武澤会長職務代理者、地区担当委員3名、事務局2名の合計7名で実施しました。  
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長

それでは、第5号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

5番  
鈴木委員

資料 5の7ページを見ますと、申請者が3名いますが、この3人はどのような関係ですか。親子や兄弟ですか。普通、申請者は1人なのは。

事務局

申請者3名の関係については、把握していないので、確認して後日回答します。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第5号議案に対し、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第5号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第6号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第6号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第6号議案に対し、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第6号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第7号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第7号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番

第7号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

武澤会長  
職務代理者

4月17日に浅川委員、地区担当委員5名、事務局2名の合計9名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われれます。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5番

鈴木委員

資料 No. 6 の4ページの法務局へ回答する回答案ですが、亡くなった人の名前が出てきているが、亡くなった人の名前で法務局へ回答してもよいのですか。譲渡人、譲受人両名とも故人ですが。

事務局

資料 No. 6 の4ページの回答案に記載の譲渡人と譲受人が故人ということですが、こちらの記載事項につきましては、許可年月日である昭和58年7月4日当時に、誰が許可を取ったかという事実を回答するものであって、現在誰が相続しているかということは回答する必要はありません。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第7号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第8号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第8号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6 番

武澤会長  
職務代理者

第8号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。  
4月17日に、浅川委員、地区担当委員2名、事務局2名の合計6名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、調査対象箇所は相当の年数が経過したと思われるスギなどの樹木が生い茂った状態もしくは原野化した状態となっており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われま

す。  
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第8号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第9号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第9号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第9号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第1号報告ないし第13号報告を、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号報告ないし第13号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

12番  
池田委員

農地の賃借料情報についてですが、中山間地よりも山間地の方が金額が高いのはどのように説明しますか。

事務局

山間地の方が条件が悪い場合が多いので、本来であれば中山間地よりも山間地の方が平均額が安くなっているのが自然であると思われませんが、データ数を見ていただくとおり、山間地はわずか28件、中山間地も77件しかサンプルがございません。山間地については、たまたま、高い賃借料で契約された利用権の申請があったと考えるのが妥当ではないかと考えております。

12番  
池田委員

これをホームページに載せるということですが、考え方としては、これを勘案して、請負契約をしてくださいという資料なんですよ。そうすると、誤解を招くおそれがある。それに対するコメントがないんです。事実関係を見てくださいというのは分かりますが、例えば自分の集落では、1万円で集落営農をしていますが、この資料では最高でも6,900円でいいように見えてしまう。

事務局

以前に武澤会長職務代理者からも説明がありましたが、平成21年頃までは、標準小作料制度があり、農業委員会が示した標準小作料を賃借料の基準にしてくださいというものでした。しかし、農地法が改正され、第52条に賃借料を公開するようにと規定されました。公開の仕方は、福井県農業会議から算出方法が示されており、県内どこの市町でもそのルールにのっとって公表しているのです。法に基づき、ルールにのっとって公開している数値になります。問い合わせがあった場合には、誤解が生じないように説明に努めてま

いりたいと考えております。

12番  
池田委員

できるかどうか分かりませんが、「サンプル数によって実態と合わない部分もありますので、よくご確認ください」等、備考欄に書いておくのとよいのではないのでしょうか。ここで結論を出す必要はないですが、良い例があればご検討いただきたいと思います。

それからもう一点、非農地判断の件ですが、非農地判断は、登記がなかなか進まないのが問題だと思いますが、登記を促進するための工夫をされている例はないのでしょうか。登記をするために何が阻害になっているのか、メリットがないからしないのか。非農地通知書を添付して地目を変えるには、土地家屋調査士に頼むとお金がかかるので、それを2分の1とか支援することを検討できないのでしょうか。

また、農業委員会が非農地判断をしたが、登記をしなかった場合、農地の面積や農地センサスの面積等に影響はないのでしょうか。非農地判断としたものは、どこへ数字が影響するのか、農水省に報告してるのですか。

事務局

非農地通知の発出については、県に報告しています。

また、委員がご心配されているのは、登記をしないと農地全体の面積が変わらないから集積率が上がらないということだと思いますが、福井市において集積率の分母になる数字について、非農地判断をしないと分母が減らないということはありません。

さらに、登記の促進方法についてですが、不動産登記法上、地目変更登記は義務になっており罰則規定もあります。ですので、それに関して農業委員会で促進していくべきものではなく、国の登記部門でしていくべきものではないかと考えます。この地目変更登記の義務は農地に限ったことでもありません。

議長

池田委員は、あとは事務局と話をしてください。

また、賃借料の金額については、相対の問題であり、高い安いはあるのだと思います。他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、協議事項に移ります。

第1号協議「ふくい農業委員会だより 第131号の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号協議 説明)

議長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それでは、編集委員の班編成について事務局案のとおりとすること  
よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、  
よろしく願いいたします。  
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

現在の委員の任期は7月19日までなので、6月定例会が皆さんとお話  
できる最後の機会になります。コロナウイルスの影響により、今日の運営会議  
で、5月は定例会と臨時総会とし、定期総会は6月に延期することが決定さ  
れました。

5番  
鈴木委員

5月の定例会は、今日来ていない委員が出席して、今日来ている我々は来  
なくてもいいということですか。

議 長

そうです。

14番  
浅川委員

第5号議案の質問について、事務局が後日回答するとのことですが、いつ、  
どのような方法で回答していただけますか。

事務局

5月定例会の開催通知を送付する際に、委員全員に書面で送付させてい  
ただきます。

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番  
武澤会長  
職務代理者

本日の定例会は第1号議案から第9号議案まですべて原案どおり承認また  
は決定をいただきました。また、第1号報告から第13号報告まで全て確認  
をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。  
また、第1号協議につきましても、原案どおり決定いたしました。

議 長

これをもちまして、4月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分